

令和5年度

名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業に係る企画提案募集要項

令和5年11月

名護市 環境水道部 施設課

目次

はじめに	1
第1章 事業の内容	1
1 事業の名称	1
2 公共施設の管理者	1
3 事業の対象となる公共施設等の名称	1
4 事業の目的	1
5 事業の概要	2
6 事業期間	3
第2章 応募者の資格	
1 基本的要件	4
2 応募者の資格要件	4
3 建設業務の参加資格要件	4
4 応募にあたっての留意点	5
第3章 公募日程	
1 公募及び選定の方針	6
第4章 応募手続き	
1 希望者による現場確認	7
2 参加申請書類の提出	7
3 資格審査及び審査結果通知	8
4 募集要項、条件規定書、参加様式等に関する質問書の提出について	8
5 応募手続きの留意事項	8
6 応募にあたっての留意事項	9
7 応募の無効	10
8 企画提案書の提出	10
9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	12
第5章 優先交渉権者の決定方法	
1 優先交渉権者の決定方法	13
2 企画提案の評価方法等	13
第6章 優先交渉権者決定後の手続き	
1 基本協定の締結	14
2 特定目的会社の設立	14
3 契約書の作成	14
4 次順位の応募者との協議	14

5	事業契約の締結	14
6	民間事業者の権利義務等の制限	15
7	契約に関わるその他の留意事項	15

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財産上及び金融上の支援に関する事項

1	法制上及び税制上の措置	16
---	-------------	----

第8章 事業実施

1	基本的考え方	17
2	民間事業者の行う業務及びそれに対するモニタリング等	17

その他

1	主催及び連絡先	19
---	---------	----

はじめに

名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業の実施にあたり、名護市は、本事業を行う事業者（以下「民間事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により決定する。

応募者は、以下の手続き等に沿って応募すること。

第1章 事業の内容

1 事業の名称

名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業

2 公共施設の管理者

名護市下水道事業 名護市長 渡具知 武豊

3 事業の対象となる公共施設等の名称

沖縄県名護市港二丁目2番1号

名護下水処理場 消化ガス発電棟 RC 地上2階 床面積 222 m²（別紙-1）

4 事業の目的

名護下水処理場では、2023年度現在、発電機1台（50kW）が稼働し、発生電力を名護下水処理場で活用しているが、発生している消化ガス量（約2000Nm³/日）を全量利用すると、さらに電力を産み出すことができ、消化ガス発電は、再生可能エネルギーと位置付けられることから、環境負荷の低減に寄与すると考えられる。

このため、名護市は、名護下水処理場内の建物（消化ガス発電棟）を民間に貸付けるとともに、処理過程で発生した消化ガスを自らの資金で発電に必要な設備を整備し売電事業を行うことが可能な民間事業者へ売却を行う。これを行う民間事業者を公募により選定し、発電事業を行わせ、消化ガスの有効活用を図るものとする。

また、本事業により設置した発電施設の所有は、民間事業者とし、維持管理および売電事業運営を民間事業者が行うことで、名護市の負担を「0」としたうえで、民間事業者からの建物賃借料や消化ガス購入費を得ることにより、本事業に係る名護市の財政への貢献を期待する。

なお、消化ガスとは下水汚泥の処理過程で消化タンクから発生するメタンガスを主成分とするガスを指す。

(1) 消化ガス買取下限額,
21円/Nm³（税抜き額）

(2) 賃借料下限額
100,000円/月（税抜き額）

(3) 契約保証金
不要とする。（名護市契約規則第26条第8号）

(4) リスク分担

別紙－4に名護市と民間事業者のリスク分担表を示す。

5 事業の概要

(1) 事業の概要は次のとおりである。

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という）に基づき、本事業を行う民間事業者が設備を設置後、既存設備を含めた消化ガス発電設備全体の管理・運営を遂行し、消化ガスをエネルギー源とした固定価格買取制度による発電事業を行うものである。

また、「名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業条件規定書」（以下「条件規定書」という。）に定める諸条件、ならびに民間事業者が提案する企画提案書に基づき遂行され、基本協定締結後、民間事業者が固定価格買取制度による売電を行うために必要となる電力会社との接続契約、事業計画の認定申請を事業開始までに完了するものとする。

(2) 事業の基本コンセプト

名護下水処理場から発生するバイオガスを最大限有効活用して発電事業を、民間事業者が自らの資金により整備、FIT制度による売電を行う事で、民間投資の回収、維持管理費、運営費を賄う事業を実施する民間事業者を公募する。

① 再生可能エネルギーである消化ガスを有効利用する。

再生可能エネルギーの消化ガスを最大限活用して発電を行うことで、排出する二酸化炭素量を削減、名護市の地球温暖化対策に寄与すること。

② 消化ガス使用量

民間事業者は、名護市から買い取った消化ガスの全量を発電に利用すること。

ただし、更新工事期間中及び点検修繕中等のやむを得ない場合は、名護下水処理場の燃焼装置を燃焼容量の範囲で利用可能とするが、その場合でも汚泥消化に必要な温水供給を行わなければならない。

③ 下水道事業の新たな収入の創出

名護下水処理場の消化ガス発電棟を定期建物賃貸借契約により貸し付けること及び消化ガスを民間事業者へ売却する事により、名護市の収入が見込める。

(3) 施設の整備方針

① 新たな発電施設の整備は、100%民間事業者の資金で行うこととし、名護市は、一切資金提供しない。

② 消化ガス発電棟は、事業用として、最長20年、民間事業者の有償で貸し付ける。 なお、借用期間中の修繕は、民間事業者の負担により行う

③ 消化ガスは、有償で民間事業者へ売却する。

④ 本事業実施のため新たに設置した発電施設は民間事業者の所有とする。

⑤ 既存発電施設は、新たに整備する発電施設とあわせ発電施設全体の維持管理・運営を民間事業者が行うこととする。

⑥ 民間事業者は、名護市より買取った消化ガスで発電し、回収した熱を温水に変換し名護下水処理場の消化タンクの加温処理のため必要量に応じて無償提供するものとする。

【別紙－2 事業境界区分図参照】

(4) 発電施設の設計・施工

条件規定書に定める諸条件及び企画提案内容を満足する発電施設の設計・施工。

(5) 発電施設の維持管理・運営

条件規定書に定める諸条件及び企画提案内容を満足する発電施設の維持管理・運営。

(6) 温水供給について

民間事業者は、名護市から購入した消化ガスの全量を発電に利用すること。

ただし、更新工事期間中及び点検修繕中等のやむを得ない場合は、名護下水処理場の燃焼装置を燃焼容量の範囲で利用可能とするが、その場合でも汚泥消化に必要な温水供給をおこなわなければならない。

6 事業期間

(1) 本事業の事業期間は、売電事業開始日より 20 年とする。なお、名護市及び民間事業者は、事業期間満了の 4 年前から事業の継続について協議を行い、合意に至れば事業期間を延長することができる

(2) 事業期間終了後の措置

事業期間終了時、若しくは名護市又は民間事業者が解除により契約を終了するときは、原則として原状回復し、名護市に施設等を引き渡すことを基本とし、契約終了の 4 年前に名護市と民間事業者が協議を行うものとする。

第2章 応募者の資格

1 基本的要件

- (1) 応募者は、建設する企業（以下「建設企業」という）を含む者であることとし、複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という）は、代表者（以下「グループ代表者」という。）を定めるものとする。
- (2) 応募グループ構成企業は、次の（i）～（v）を提出すること。
 - (i) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）。
 - (ii) 印鑑証明書。
 - (iii) 直近1年の名護市に対して税の滞納がない証明。（納税義務がある者のみ）
 - (iv) 直近1年の県税、国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書。
 - (v) 各資格証明書等の写し。
- (3) 応募者は代表企業を定め、本事業における応募手続きは代表企業が行うこととする。
- (4) 代表企業、構成企業は、参加表明書において明記すること。

2 応募者の参加資格要件

応募者の構成員は、次の各号に掲げる参加資格要件を全て満たすことが必要である。

- (1) P F I 法第9条の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 名護市指名停止等事務処理要項（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税(①市県民税(特別徴収・普通徴収) ②法人市民税③固定資産税)を滞納していないこと。
(※個人は個人事業者)
- (8) プロポーザルに参加する者は、他の応募者の代表企業及び構成企業との間に資本関係又は人的関係がないこと。また、他の応募者の代表企業並びに構成企業ではないこと。
- (9) 次のア、イ、ウに該当しない者
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関連企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）ではないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人・団体ではないこと。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団等社会勢力に属する者がいないこと。

3 建設業務の参加資格要件

代表企業または構成企業のうち建設業務を行う者は、下記①～④の要件を満たさなければならない。

(1) 建設業務を行う者

- ① 建設業法に定める特定建設業又は建設業の許可を受けているものであって、名護市の令和5・6年度名護市建設工事入札参加資格者名簿（以下「建設工事参加資格者名簿」という。）に電気工事業又は機械器具設置工事として登録されている者（会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき民事再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、名護市が定める手続きに基づく入札参加資格の再承認を受けていること）
- ② 建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- ③ 処理能力(計画日最大流入量 20, 100m³)以上の下水道終末処理場に係る電気工事業、又は機械器具設置工事業を元請けとして施工した実績があること、又は下水処理場において消化ガスを用いた固定価格買取制度による発電事業を元請として施工した実績があること。
- ④ 沖縄県内に建設業法に基づく本店があること。
- ⑤ 建設業務を企業が分担して行う場合においては、いずれの企業においても上記①～④の全てを満たしていること。

(2) 工事監理業務を行う者

(1) の民間事業者の責任において、工事監理業務を行うこと。

4 応募にあたっての留意点

(1) 特別目的会社の設立

- ① 優先交渉権者（応募グループ）は、事業契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として、特別目的会社（以下「SPC」という。）の本社を名護市内に設立することを要件とします。
- ② 応募者の構成企業はSPCに出資することとします。構成企業のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにしてください。
- ③ 全構成員は、事業者設立時より本事業の修了に至るまで、名護市の承諾なしに、当初の出資者以外の第三者に対し、その保有する事業者の株式を譲渡せず、また、事業者による新株若しくは新株予約権の発行その他の方法による事業者への資本参加は認めないものとする。

第3章 公募日程

1 公募及び選定の方針

本事業の公募、選定は公募型プロポーザル方式によるものとし、主な手続きとスケジュール(予定)は、次のとおりです。

※現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

日 程	内 容
令和5年11月10日	実施方針・条件規定書・募集要項 基本協定書(案)・事業契約書(案)の公表
令和5年11月13日 ～令和5年12月1日	希望者による現場確認
令和5年11月24日	実施方針に関する質問・意見の締切
令和5年11月28日	実施方針に関する質問・意見に対する回答
令和5年12月1日	条件規定書・募集要項等の質問締切
令和5年12月5日	条件規定書・募集要項等の質問に対する回答公表
令和5年12月8日	参加申請書類の提出期限
令和5年12月15日	参加資格確認結果通知及びプロポーザル企画提案 書類提出要請書の交付
令和6年1月10日	プロポーザル企画提案書提出締切
令和6年1月17日頃	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和6年1月末日頃	優先交渉権者等の決定
令和6年2月中旬迄	基本協定書の締結
	事業契約の締結(経済産業省認可後)

第4章 応募手続き

1 希望者による現場確認

現場確認を希望する者は、以下の手続き等に従って現場確認を申し込むこと。

(1) 申込手続き

- ①確認期間 : 令和5年11月13日(月)～令和5年12月1日(金)
午前、午後各1回 3時間程度
- ②申込方法 : 現場確認を行う前日の午後3時までに現場確認申込書(様式第8号)を下記まで持参又は電子メールで提出
(電子メールの場合は、後日持参すること)
- ③申込先 : 〒905-8540 沖縄県名護市港二丁目2番1号
名護市 環境水道部 施設課 処理場係(名護下水処理場内)

2 参加申請書類の提出

応募者は、以下の要領で参加申請書類を提出すること。

(1) 参加書類の形式、部数

①共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA4版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

②次の書類一式を左2箇所ホッチキス留めとし、2部提出するものとする。

③参加申請書類に記載する内容

参加申請書類の記載内容については、以下の様式に沿い、作成すること。

No	書類名称	様式	添付書類
1	参加表明書	様式第1-1号	
2	応募者の構成表	様式第1-2号	
3	委任状	様式第1-3号	
4	参加資格確認申請書	様式第1-4号	
5	参加資格要件確認書(建設業務)	様式第1-5号	様式に示す書類
6	参加資格審査の付属資料提出確認書	様式第1-6号	様式記載のとおり
7	参加資格報告書	様式第1-7号	

※様式は、名護市ホームページ内より入手可

(2) 参加申請書類の提出

①提出期限 : 令和5年12月8日(金) 午後5時必着

②提出先 : 〒905-8540

沖縄県名護市港二丁目2番1号

名護市 環境水道部 施設課 処理場係(名護下水処理場内)

※持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間(土・日・祝日を除く。)

3 資格審査及び審査結果通知

提出された参加申請書及び添付資料に基づき、応募者のプロポーザルの参加資格を審査する。審査の結果、プロポーザルの参加資格を有すると認められた者に対し、名護市は参加要請書(様式第2号)よりプロポーザルの参加を要請するものとする。応募者がプロポーザルの参加資格を有しないと認められる場合は、名護市は参加資格審査結果通知書(様式第3号)の送付をもって、プロポーザルの参加を認めない旨を通知するものとする。

(1) 交付日 : 令和5年12月15日(金)

(2) 交付方法 : 郵送(電子メールにて写しを送付)

(3) その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の応募者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、名護市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

4 募集要項、条件規定書、参加様式等に関する質問書の提出について

(1) 質問の受付

募集要項、条件規定書、参加様式等に質問がある場合は、質問書(様式第16~18)に記入して提出すること。口頭による質問は不可とする。

(2) 質問の提出

①提出期限 : 令和5年12月1日(金)午後5時までとする。

②提出先 : 〒905-8540 沖縄県名護市港二丁目2番1号

名護市 環境水道部 施設課 処理場係(名護下水処理場内)

③提出方法 : 原則としてFAXにより担当課送付すること。

また、FAX送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。FAX番号 : 0980-54-2085

(3) 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日(開庁日)以内に、FAXで企画提案資格者全員に対して回答する。

なお、質疑内容については、FAXで企画提案資格者全員回答後、名護市ホームページにて公表する。

5 応募手続きの留意事項

(1) 応募グループの各構成員の変更等

参加資格確認後は、応募グループの各構成員の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は、原則として認めない。

ただし、やむを得ない事情(応募参加資格要件に該当する場合を除く)が生じ、グループ代表者以外の応募グループの各構成員を変更、追加又はその携わる予定業務を変更することが必要となったときには、以下のとおりとする。

なお、変更した場合には、速やかに変更後の該当様式を提出すること。

①グループ代表者以外の応募グループの各構成員に係る変更

名護市と協議のうえ、企画提案書類提出日の7日前までに限り、名護市の承諾を条件に変更することができる。応募者グループの各構成員を変更又は追加する場合には、変更又は追加する構成員が第2章に掲げる参加資格要件を満たすことを証明しなければならない。

- (2) 参加表明書を提出した後であっても、辞退届(様式第23号)を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の名護市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。
- (3) 応募資格確認後に資格を欠く事象が発生した場合
応募資格を有するとの確認を受けた者が、その後、企画提案書受付締切日までに、第2章で定める参加資格要件のひとつでも満たさない場合(以下「指名停止等に該当する場合」という。)は、応募することはできない。なお、提案書受付締切日以降優先交渉権者の決定日までに、応募を行った者が、指名停止等に該当する場合には、当該応募は失格とする。
- (4) 応募手続きに係わる費用
参加表明書及び資格確認申請書並びに関連する証明書・資料等の各書類(以下「応募手続書類」という。)及び電子メールの作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (5) 応募手続書類の使用
名護市は、応募手続書類を本事業以外に応募者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限経過後の資格確認申請書の差し替え等
上記(1)ただし書に該当する場合を除き、提出期限経過後における資格確認申請書の差し替え及び再提出は認めない。

6 応募に当たっての留意事項

- (1) 募集要項等の承諾
応募者は、募集要項及び事業契約書(案)の記載内容を承諾の上、応募すること。
- (2) 応募の辞退
プロポーザル参加資格要請を受けた応募者が、第4章8の企画提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (3) 著作権等
本事業に関する提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。
ただし、名護市が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において名護市は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
また、提出された書類については、返却しない。
- (4) 特許権等
提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づ

いて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法を使用した結果生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

(5) 資料の公開

名護市は、民間事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等が公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については名護市と各応募者との間で協議する。

(6) 名護市からの提示資料の取扱い

名護市が提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、名護市が提示した参考図書等の著作権は名護市に帰属する。

(7) 複数の企画提案書の提出禁止

応募者は、1つの企画提案書しか提出することができない。

(8) 企画提案書類の変更禁止

企画提案書類の変更はできない。ただし、企画提案書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(9) 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

7 応募の無効

次のいずれかに該当する応募を無効とする。

- (1) 第2章2項に掲げた応募資格のない者が行った応募
- (2) 応募資格確認申請書に記載された応募グループの代表企業以外の者が行った応募
- (3) 企画提案書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募
- (4) 記名押印のない提案書による応募
- (5) 企画提案書類記載要領を順守しない応募
- (6) その他、募集要項等において示した応募に関する条件に違反した応募
- (7) 企画提案書受付締切日までに提案されない又は到着しない応募

8 企画提案書の提出

グループ代表者は、募集要項ほか条件規定書に基づき、以下の要領で企画提案書を提出すること。

(1) 企画提案書の形式

① 共通事項

- 1) 企画提案提出書類の用紙の大きさはA4版を基本とし、必要に応じA3判折込みを可とする。余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさはワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。
- 2) 企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正および再提出は認めない。

- ②企画提案書の記載にあたっては、理解を容易にするために、イラスト、イメージ図等を使用しても構わない
- ③各様式一枚目にインデックス(様式第〇号)を付し、様式毎に頁(様式第〇号一頁)を記入すること。
また、企画提案書(副本)には1/10～10/10の通し番号を付けること。
- ④企画提案書の表紙には企画提案書(正本)(様式第6号)及び企画提案書(副本)(様式第6-1号)を使用すること。

(2) 企画提案書の提出部数等

提出部数は、次に掲げるとおりとする。なお、提出する企画提案書は、1案に限る。

- ①正本(企画提案提出書一式)： 1部(片面印刷A4フラットファイル綴じ)
- ②副本(企画提案提出書一式)： 10部(片面印刷)
- ③電子媒体(CD-R等にPDF形式で格納すること) 1部とする。

(3) 企画提案書の提出

- ①提出期限： 令和6年1月10日(水) 午後5時必着
- ②提出書類： 8(4)に定めるすべての書類
- ③提出方法： 〒905-8540 沖縄県名護市港二丁目2番1号
名護市 環境水道部 施設課 処理場係(名護下水処理場内)

※持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間(土・日・祝日を除く。)

(4) 企画提案書に記載する内容

企画提案書の記載内容については、以下の提案内容、様式、枚数に沿って作成すること。なお、添付資料については、枚数に制限は設けない。

No	書類名称	様式	枚数	内容他添付資料
1	企画提案書(正本)	様式第6号	1枚以内	
2	企画提案書(副本)	様式第6-1号	1枚以内	
3	資金調達に関する提案書	様式第7号	1枚以内	
4	類似事業の実績に関する提案書	様式第8号	1枚以内	消化ガス発電機実績表
				消化ガス発電機設置工事实績表
				官民連携事業等実績表
5	事業計画に関する提案書	様式第9号	3枚以内	
6	維持管理に関する提案書	様式第10号	4枚以内	任意
7	緊急対応に関する提案書	様式第11号	4枚以内	任意
8	地域貢献に関する提案書	様式第12号	4枚以内	任意
9	社会貢献に関する提案書	様式第13号	1枚以内	消化ガス予定買取量入力シート 様式第13号添付資料
10	経済性に関する提案書	様式第14号	1枚以内	
11	その他優秀な提案書	様式第15号	2枚以内	任意

※名護市ホームページより入手可

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

期限までに企画提案書を提出した応募者を対象に、後日、名護市からプレゼンテーションの要請を行う。その形式、期日、場所等については、別途通知するものとする。

①日 時： 令和6年1月17日（水）頃を予定。

詳細はプレゼンテーション参加要請（様式第19号）により通知する。

②場 所： 〒905-8540 沖縄県名護市港二丁目2番1号

名護下水処理場 2階会議室を予定。

③プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション 30分

質疑応答 20分

合計 50分

④説明者については、本事業を担当する代表者とし、会場の入室は、説明者を含む5名以内とする。

⑤説明内容については、提出した企画提案書をもとに特定テーマを対象として行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

⑥プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

⑦他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

(2) 実施方法

自由形式とする。希望する応募者は、電子機器を用いて行うことができる。

プレゼンテーションで使用する機器のうち、スクリーン及びプロジェクター以外は、応募者において用意すること。（スクリーンとプロジェクターは名護市で準備する。）

(3) 出席報告

出席者の役職、氏名等を企画提案書提出時にプレゼンテーション出席者報告書（様式第20号）にて届け出ること。

第5章 優先交渉権者の決定方法

1 優先交渉権者の決定方法

本事業の優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとする。

2 企画提案の評価方法等

(1) 評価方法等については、次のとおりとする。

- ①本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者として選定し、優先交渉権者とする。
- ②企画提案書及びプレゼンテーションに対し、安全性、安定性、実現性等に係る提案等が適正であるかどうかの確認及び評価を、名護市に設置する「名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という）において行う。
- ③評価項目及び配点は、別紙－5「優先交渉権者選定基準」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。
なお、同点の者があった場合は評価項目の「経済性に関する事項」において各審査委員の評価得点の合計が最も高い応募者を優先交渉権者とする。
なお、さらに同点の場合は「社会的要請に関する事項の社会貢献」において各審査委員の評価得点の合計が最も高い応募者を優先交渉権者とする。
- ④最低基準点は60点×委員数とする。
- ⑤応募者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

(2) 選定基準

選定委員会は、応募者から提出された企画提案書等を別紙－5の「優先交渉権者選定基準」（以下「選定基準」という。）に従って総合的に評価し、最高得点者を優先交渉権者として選定する。

(3) 結果の通知

- ①優先交渉権者に選定した応募者(代表者)に、プロポーザル方式選定結果通知書(様式第21号)を送付する。優先交渉権者に選定されなかった応募者(代表者)には、プロポーザル方式非選定結果通知書(様式第22号)を送付する。
- ②選定した応募者については、事業契約締結後に名護市のホームページで公表する。
- ③評価の内容、経過については公表しない。
また、個別の問い合わせには応じない。

第6章 優先交渉権者決定後の手続

1 基本協定の締結

優先交渉権者は、名護市と速やかに「基本協定書（案）」に基づき基本協定を締結しなければならない。

2 特定目的会社の設立

優先交渉権者グループの構成員は、本事業を実施するために、事業契約締結時までに「会社法」（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社を設立しなければならない。

特別目的会社への出資条件は、次のとおり。

- (1) 代表企業を含むグループ構成員で特別目的会社の株式を保持すること。
- (2) 構成員は必ず特別目的会社への出資を行うこと。
また、グループ代表企業は、総株主の議決権のうち最大の割合を保有すること。
- (3) 全構成員は、事業者設立時より本事業の修了に至るまで、名護市の承諾なしに、当初の出資者以外の第三者に対し、その保有する事業者の株式を譲渡せず、また、事業者による新株若しくは新株予約権の発行その他の方法による事業者への資本参加は認めないものとする。
- (4) 本事業における特別目的会社（本社）の設立は、名護市内とする。

3 契約書の作成

「事業契約書（案）」に基づき、事業契約書を作成するものとする。

4 次順位の応募者との協議

事業契約の内容に関する協議が成立しない場合、又は事業契約締結までに優先交渉権者又はその構成員のいずれかの者が応募の資格を失った場合は、次順位の応募者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

5 事業契約の締結

(1) 契約内容

事業契約書（案）において、事業契約を締結する優先交渉権者又は4の場合の次順位応募者が遂行すべき建設業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額算定方法、支払方法等を定める。

(2) 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る民間事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用（事業契約書の作成費用及び本市の弁護士費用は除く。）は、民間事業者の負担とする。

(3) 事業契約を締結できない場合等

指名停止等に該当する場合は、名護市は事業契約を締結しないことができる。

6 民間事業者の権利義務等の制限

(1) 民間事業者の特定事業契約上の地位

名護市の事前の承諾がある場合を除き、民間事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 名護市の事前の承諾がある場合を除き、民間事業者は、本施設を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

7 契約に関わるその他の留意事項

(1) 名護市と民間事業者の責任分担

ア 基本的考え方

本事業における責任の分担は、基本的にはリスクを最も良く管理できるものがそのリスク管理するという考え方にに基づき、適正なリスク分担を行うことにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。原則として、新設設備等の建設及び運営・維持管理は民間事業者がリスクを負うものとするが、名護市がリスクを負うべき合理的な理由がある事項については、名護市がリスクを負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

名護市と民間事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的の内容について、事業契約書（案）に示されていない場合は、民間事業者と名護市の協議により定めるものとする。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。

ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、名護市は、民間事業者が措置を受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

第8章 事業実施

1 基本的考え方

(1) 誠実な業務遂行義務

民間事業者は、事業契約書（案）の諸条件に従って、提案内容を実現するため、誠実に業務を遂行しなければならない。

(2) 事業期間中の民間事業者と名護市の関わり

ア 本事業は、民間事業者の責任において実施される。また、名護市は事業契約に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

イ 事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、名護市と民間事業者は誠意をもって協議する。

2 民間事業者の行う業務及びそれに対するモニタリング等

(1) 設計・建設状況の確認等

ア 新規発電設備

(ア) 設計完了時

民間事業者は、名護市に対して定期的に状況の報告を行うとともに、設計完了時に事業契約に定める設計図書を名護市に提出し、確認を受ける必要がある。

なお、民間事業者は、事業契約に別段の定めがある場合又は名護市の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない

(イ) 各種許認可申請時

民間事業者は、提案内容によって必要な場合は、関係法令に基づく許可申請書類等を作成し、各法令所管官公庁に申請を行うとともに、名護市に事前説明及び事後説明を行うこと。

(ウ) 工事施工時

民間事業者は、提案内容によって必要な場合は、関係法令に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、工事監理者に工事監理の状況を名護市に毎月報告させる必要がある。また、民間事業者は、名護市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告での施工状況の説明を行う必要がある。なお、工事中の安全対策、近隣対策等は民間事業者において十分に行うものとする。

(エ) 工事完成時（完工確認）

民間事業者は、施工記録を整備し、事業契約に定める竣工図書を名護市に提出して、建設現場で名護市の確認を受けるものとする。

イ 既設発電施設

民間事業者において、設計・建設期間中に、新設施設と併せて既存施設の改修等を行う場合は、上記ア 新設発電施設と同様の取扱いとする。

(2) 維持管理・運営期間中のモニタリング等

名護市は、維持管理・運営期間中にわたり、事業契約に示された維持管理・運転業務及び発電設備の性能について、募集要項、条件規定書、企画提案書に定められた業務条件が満たされているかを、日常モニタリング、定期モニタリング、性能検査、随時モニタリングによって確認する。

(3) 財務書類の提出

民間事業者は、毎事業年度、当該事業年度の公認会計士又は監査法人による監査済みの計算書類（商法第281条第1項に規定する計算書類）を作成し、監査報告書とともに毎事業年度経過後3ヶ月以内に名護市に提出する。

名護市は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

その他

1 主催及び連絡先

(1) 主 催 名護市下水道事業

(2) 連 絡 先 名護市 環境水道部 施設課 処理場係 担当者:石垣

〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目2番1号

電 話 : 0980-52-5336 F A X : 0980-54-2085

e-mail : suidou-shisetsu@city.nago.lg.jp

(3) 受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日を除く)